

川崎アゼリア地下街防災推進計画

第 1 回 平成 2 7 年 3 月 1 6 日

川崎アゼリア株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積					
地下街の名称		川崎地下街アゼリア			
地下街の位置		神奈川県川崎市川崎区駅前本町 2 6 番地 2			
地下街の区域					
全体面積	5 6, 4 5 4 m ²	地下通路面積	1 3, 4 9 8 m ²	その他 (機械室・電気室)	1 2, 2 7 5 m ²

2. 地下街管理会社の代表者

	川崎アゼリア株式会社 代表取締役社長 木場田 文夫
--	---------------------------

3. 防災管理責任者及び管理体制

防災管理責任者	地下街管理委員会・自衛消防隊長・代表取締役社長 木場田 文夫																																																
管理体制	災害対策本部 本部長 防災管理責任者 (自衛消防隊長) 代表取締役社長 (自衛消防隊副隊長) 総務担当常務 統括防火・防災 管理者 (統括管理者) 施設管理部長 本 部 隊 ・統括管理者(本部 隊長兼務) ・統括管理者代行 ・総務課・施設課員 地区隊(第1～第7地区隊) <table><tr><th>班 名</th><th>災害発生時の任務</th><th>警戒宣言発令時の 担当</th><th>警戒宣言発令時の任務</th></tr><tr><td>指揮班長:理事総務部長 通報連絡(情報)班 班長:総務部渉外課長</td><td>①消防への通報確認 ③街内への非常放送・指示命令の伝達 ②自衛消防組織の統括</td><td>情報収集を担当</td><td>①関係機関等から情報収集し災害対策本部に連絡 ②周辺地域の状況把握 ③在館者に周知 ④備蓄品・防災資機材の確認 ⑤在館者の調査 ⑥その他</td></tr><tr><td>初期消火班 班長:顧客サービス推進担当部長</td><td>①出火場所に直行し、初期消火活動 ②地区隊の消火係を指揮指導 ③公設消防隊との連携・補佐</td><td>点検措置を担当</td><td>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検・保安措置</td></tr><tr><td>避難誘導班 班長:事業企画部長</td><td>①出火場所に直行し避難誘導 ②非常口の開放・開放確認 ③避難障害物品の除去 ④未避難者、要救助者の確認及び災害対策本部へ報告</td><td>避難誘導を担当</td><td>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導</td></tr><tr><td>安全防護班 班長:店舗事業部長</td><td>①火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパーの閉鎖・閉鎖確認 ②非常電源の確保 ③ボイラー等運転停止 ④エレベーター、エスカレーターの非常時の措置</td><td>点検措置を担当</td><td>消火班の任務と同様とする</td></tr><tr><td>救出救護班 班長:店舗事業部担当部長</td><td>①応急救護所の設置 ②負傷者の応急処置 ③救急隊との連携・情報の提供 ④救出活動</td><td>情報収集を担当</td><td>通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認</td></tr></table><table><tr><th>係 名</th><th>災害発生時の任務</th><th>警戒宣言発令時の 担当</th><th>警戒宣言発令時の任務</th></tr><tr><td>通報連絡(情報)係</td><td>防災センターへ通報及び周囲へ連絡</td><td>情報収集を担当</td><td>テレビ・ラジオ等により情報収集</td></tr><tr><td>消火係</td><td>消火器等による初期消火</td><td>点検措置を担当</td><td>担当区域の転倒、落下防止措置</td></tr><tr><td>避難誘導係</td><td>出火時における避難者の誘導</td><td>避難誘導を担当</td><td>本部隊の指揮により、避難誘導</td></tr><tr><td>安全防護係</td><td>水損防止、電気、ガスの安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作</td><td>点検措置を担当</td><td>担当区域の転倒、落下防止措置</td></tr><tr><td>応急救護係</td><td>負傷者に対する応急措置</td><td>応急措置を担当</td><td>資材の準備、危険箇所の補強、整備</td></tr></table>	班 名	災害発生時の任務	警戒宣言発令時の 担当	警戒宣言発令時の任務	指揮班長:理事総務部長 通報連絡(情報)班 班長:総務部渉外課長	①消防への通報確認 ③街内への非常放送・指示命令の伝達 ②自衛消防組織の統括	情報収集を担当	①関係機関等から情報収集し災害対策本部に連絡 ②周辺地域の状況把握 ③在館者に周知 ④備蓄品・防災資機材の確認 ⑤在館者の調査 ⑥その他	初期消火班 班長:顧客サービス推進担当部長	①出火場所に直行し、初期消火活動 ②地区隊の消火係を指揮指導 ③公設消防隊との連携・補佐	点検措置を担当	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検・保安措置	避難誘導班 班長:事業企画部長	①出火場所に直行し避難誘導 ②非常口の開放・開放確認 ③避難障害物品の除去 ④未避難者、要救助者の確認及び災害対策本部へ報告	避難誘導を担当	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導	安全防護班 班長:店舗事業部長	①火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパーの閉鎖・閉鎖確認 ②非常電源の確保 ③ボイラー等運転停止 ④エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	点検措置を担当	消火班の任務と同様とする	救出救護班 班長:店舗事業部担当部長	①応急救護所の設置 ②負傷者の応急処置 ③救急隊との連携・情報の提供 ④救出活動	情報収集を担当	通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認	係 名	災害発生時の任務	警戒宣言発令時の 担当	警戒宣言発令時の任務	通報連絡(情報)係	防災センターへ通報及び周囲へ連絡	情報収集を担当	テレビ・ラジオ等により情報収集	消火係	消火器等による初期消火	点検措置を担当	担当区域の転倒、落下防止措置	避難誘導係	出火時における避難者の誘導	避難誘導を担当	本部隊の指揮により、避難誘導	安全防護係	水損防止、電気、ガスの安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検措置を担当	担当区域の転倒、落下防止措置	応急救護係	負傷者に対する応急措置	応急措置を担当	資材の準備、危険箇所の補強、整備
班 名	災害発生時の任務	警戒宣言発令時の 担当	警戒宣言発令時の任務																																														
指揮班長:理事総務部長 通報連絡(情報)班 班長:総務部渉外課長	①消防への通報確認 ③街内への非常放送・指示命令の伝達 ②自衛消防組織の統括	情報収集を担当	①関係機関等から情報収集し災害対策本部に連絡 ②周辺地域の状況把握 ③在館者に周知 ④備蓄品・防災資機材の確認 ⑤在館者の調査 ⑥その他																																														
初期消火班 班長:顧客サービス推進担当部長	①出火場所に直行し、初期消火活動 ②地区隊の消火係を指揮指導 ③公設消防隊との連携・補佐	点検措置を担当	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検・保安措置																																														
避難誘導班 班長:事業企画部長	①出火場所に直行し避難誘導 ②非常口の開放・開放確認 ③避難障害物品の除去 ④未避難者、要救助者の確認及び災害対策本部へ報告	避難誘導を担当	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導																																														
安全防護班 班長:店舗事業部長	①火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパーの閉鎖・閉鎖確認 ②非常電源の確保 ③ボイラー等運転停止 ④エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	点検措置を担当	消火班の任務と同様とする																																														
救出救護班 班長:店舗事業部担当部長	①応急救護所の設置 ②負傷者の応急処置 ③救急隊との連携・情報の提供 ④救出活動	情報収集を担当	通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認																																														
係 名	災害発生時の任務	警戒宣言発令時の 担当	警戒宣言発令時の任務																																														
通報連絡(情報)係	防災センターへ通報及び周囲へ連絡	情報収集を担当	テレビ・ラジオ等により情報収集																																														
消火係	消火器等による初期消火	点検措置を担当	担当区域の転倒、落下防止措置																																														
避難誘導係	出火時における避難者の誘導	避難誘導を担当	本部隊の指揮により、避難誘導																																														
安全防護係	水損防止、電気、ガスの安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検措置を担当	担当区域の転倒、落下防止措置																																														
応急救護係	負傷者に対する応急措置	応急措置を担当	資材の準備、危険箇所の補強、整備																																														

4. 安全点検・調査結果

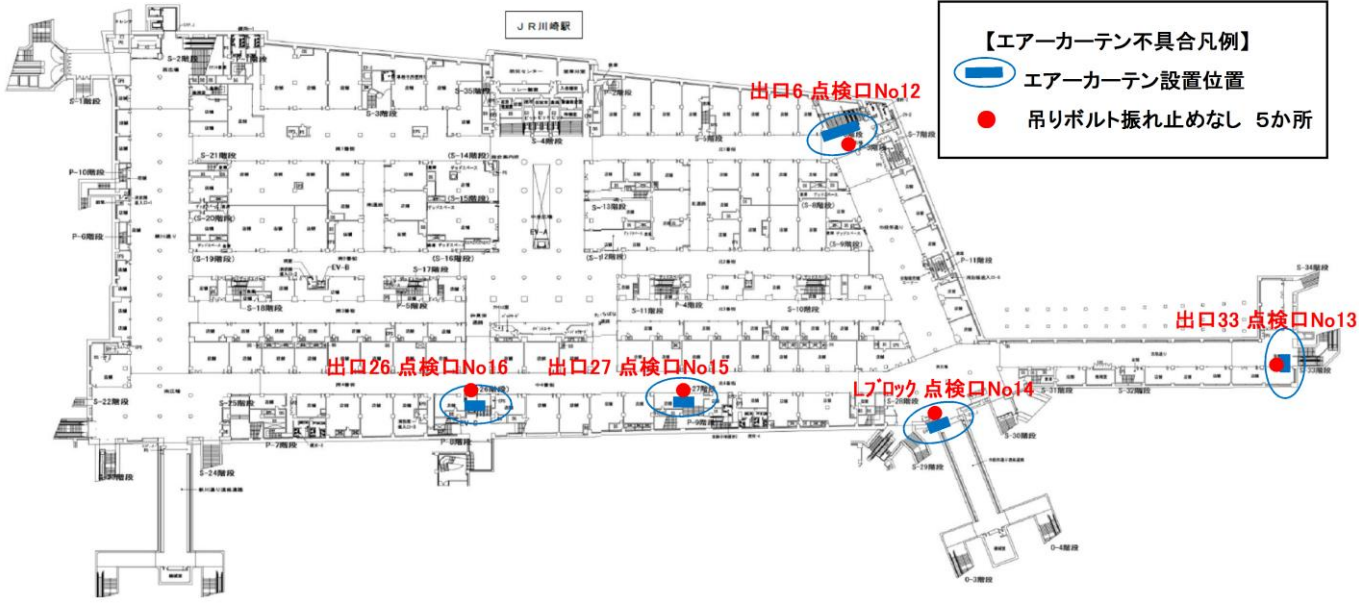
耐震診断結果
昭和 56 年 6 月の建築基準法改正以降に地下街の建設が行われたものであり、いわゆる新耐震基準に基づき設計を行なっているため、十分な耐震性を有する地下構造物である。(建築確認済証の交付：第 1 回 昭和 56 年 10 月 6 日、第 2 回 昭和 60 年 7 月 29 日)

天井（全量）点検結果
平成 26 年度に実施した、天井(全量)点検の結果を天井外観点検と天井内点検に分けて下表に示す。

(1)天井外観点検
広場・通路・出口別で実施した。

点検項目	点検結果内容	箇所数
①天井材点検(ルーバー天井、金属パネル天井)※	変形・曲り	28箇所
	ずれ	15箇所
	欠け	3箇所
②-1 天井面設置器具(シャッター)	一部発錆・汚れ	43箇所
	一部発錆・汚れ	16箇所
	一部漏水	7箇所
②-2 天井面設置器具(大型サイン、防犯カメラ、スピーカー、照明器具、避難誘導等)	機器自体は吊りボルト等で支えられているが、振れ止めや落下防止対策が行われていない。	
③ 天井面設置器具(エアカーテン)	振れ止めなし	5箇所
	外観の発錆・劣化等	17箇所
④エキスパンジョイント周辺	一部漏水	6箇所
	天井材にスリットがない	15箇所

※ルーバー天井自体が変形等を起こしやすい構造となっており、少しの衝撃等でも変形等が生じる。



(2)天井内点検

44 箇所の点検口で実施した。なお、平成 25 年度の先行点検結果を合わせて次表に整理した。

天井内目視点検結果一覧

点検口	点検項目										
	①天井内状況	②天井吊りボルト			③天井下地材		④天井設置器具(建築)	⑤天井内電気設備	⑥天井内機械設備	⑦エキスパンジョイント周辺	⑧構造物の状況
		*a	*b	*c	*d	*e					
1	A	A	—	A	A	—	A	A	A	—	A
2	A	A	—	A	A	—	A	A	A	—	A
3	A	A	—	A	A	—	A	A	A	*6	A
4	A	A	—	A	*6	—	A	A	A	*6	*7
5	A	*1	*2	A	A	*3	A	*4	*3	—	A
6	A	*5	*5	A	A	*3	A	*4	*4	—	A
7	A	*2	*5	A	A	*3	A	*4	*4	—	A
8	A	*5	*5	A	A	*3	A	*4	*4	—	A
9	A	*5	*5	A	A	*3	A	*4	*8	—	A
10	A	*5	*5	A	A	*3	A	*4	*4	—	A
11	A	*2	*2	A	A	*3	A	*4	*4	—	A
17	*6	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
18	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
19	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
20	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
21	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
22	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
24	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
25	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
27	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
28	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
29	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
30	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
31	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
34	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
35	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
36	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
37	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
38	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
39	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
40	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
41	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
42	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
43	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
44	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
45	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
46	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
47	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A
48	A	A	A	A	*9	*3	A	*4	*4	—	A

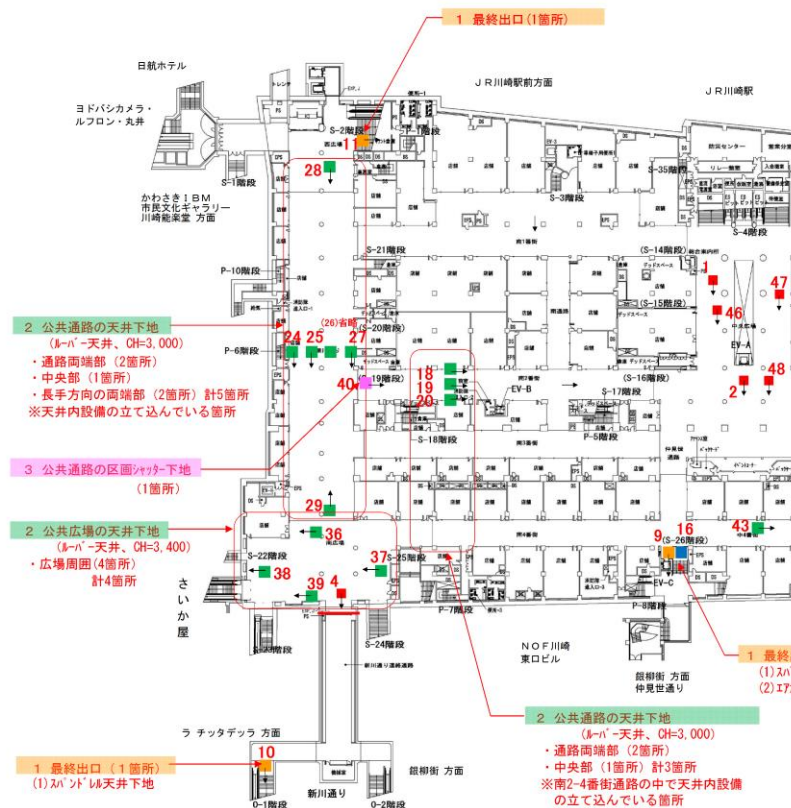
※コメント *a)天井吊りボルトが約900mmの間隔で構造物からほぼ鉛直に設置されているか。
*b)天井吊りボルトの溶接接継の状態確認
*c)天井設置機器吊り材と共吊りや干渉していないか、適切な間隔が確保されているか。
*d)野縁は野縁受けに緊結されているか、野縁受けは吊りボルトに緊結されているか。
*e)天井材端部と周囲の壁に適度なクリアランス(隙間)がある場合、振れ止めが設置されているか。

* B判定内容 *1吊りボルトが鉛直に設置されていない
*2斜め材が溶接により接合されている
*3振れ止めが設置されていない
*4吊りボルトのアンカーが一部後付
*5吊りボルトが溶接されている
*6発錆が確認される
*7漏水後が確認される
*8エアーカーテン吊ボルトの振れ止めが簡易な金物のみで固定されている
*9鋼材の一部が途切れている

※点検年度 点検口1～4 平成25年12月9日
点検口5～48 平成26年12月1・2日
平成27年1月19日

次のページに点検箇所を記載した平面図を示す。

点検位置プロット図 川崎駅東口広場地下街(アゼリア) (1/2)



点検位置プロット図 川崎東口広場地下街(アゼリア) (2/2)



平成25年調査

- 凡 例
- 1 : 点検箇所番号
- ↑ : 点検箇所

平成26年調査

1 最終出口

- (1) スパンドル天井下地
(2) エアカーテン取付下地
(3) エキスパンションジョイント廻り

2 公共通路・広場の天井下地

- (1) ルバー-天井下地

3 公共通路部分の区画シャッター取付下地

- (1) 区画シャッター取付下地

		(3) 点検結果の評価 ・「緊急対策」： エアーカーテン(5箇所)については、出入口上部に設置され、地震時に落下した場合、直接的な人的被害のみならず、 〔平成 27 年度 補助対象事業〕 避難に重大な支障をきたすことから、平成 27 年度の早い時期に振れ止め対策を行なう。 ・「要対策」： 大型サインについても、地震時に落下した場合の被害が大きいことから、早急な対策が望まれるが、平成 27 年度か 〔地下街 単独事業〕 ら平成 28 年度の街内リニューアル工事に併せて大型サインも更新するため、その際の取り付け工事において十分な振れ止め及び落下防止の措置を講ずる。 エキスパンジョイントの外観の発錆等は、平成 27 年度の早い時期に防止を兼ねた清掃・補修を行う。 天井内で吊りボルトや斜め材が溶接されている箇所は、リニューアル終了後の平成 28 年度以降順次、補修対策を行なう。 ・「要定期点検」： シャッターは発錆と汚れの防止を兼ねた清掃を定期点検のときに確実に行なう。 〔地下街 単独事業〕 天井材のずれ等は日常点検で気づいた時点で直し、変形・曲がりかたがひどいものは交換する。 大型サイン以外の器具は定期点検のときに設置状態を確認し落下しないことを確認する。
5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業		
	1) 安全点検・調査	—
	2) 避難検討	—
	3) 計画作成	—
	4) 通路等公共的空間 の防災性向上に資 する施設の整備	・天井改修 1) の安全点検・調査の結果を元に、平成 27 年度はエアーカーテンが据え付けてある 5 箇所の出入口について、点検口の設置(増設を含む)と吊り部材の補強を実施する。 ・蓄光材、避難誘導サイン取り付け 階段部 29 箇所に JIS 規格化されている高輝度蓄光材を採用して、避難誘導サインと合わせた避難誘導の向上を図る。
	5) 避難施設、防災施設 の整備	・デジタルサイネージの導入 災害時は街内の 6 箇所に設置したデジタルサイネージを活用して避難方法や避難経路をわかりやすく伝える。 また、一時滞在施設として開設された際は、帰宅困難者に対し、災害情報や交通運行情報を提供する。
	6) 避難啓発活動	・訓練、研修等の実施 平成 26 年度に実施した避難シミュレーションを踏まえ、中央階段が利用できない場合を想定した避難誘導の実施対策を定め、避

		難誘導を担う地下街関係者へ訓練や研修を通じて教育・啓発し、円滑な避難誘導体制を確立する。
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費		
	1) 補助対象事業の計画期間	平成 27 年度
	2) 補助対象事業の概算事業費	①通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備【18百万円】 ・エアーカーテン部5箇所の補強工事（7百万円） ・蓄光材、防災サインの取り付け（11百万円） ②避難施設、防災施設の整備【21百万円】 ③避難啓発活動【1百万円】 合 計 【40百万円】
7. 関連事業		
	○都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）	『川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画』（平成26年3月）に基づき、川崎アゼリアとして帰宅困難者対策として次の取組みを推進中である。 ・的確な情報提供と情報伝達施設の整備（平成27年度） ・適切な支援策として物資や倉庫の確保、提供ルールに基づく適切な配布 ・既存施設を活用した水やトイレの提供施設の確保 ・要援護者や負傷者への適切な支援
8. 避難誘導計画		
	○災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方	(1) 避難誘導に関する基本的な考え方 ・当地下街は、避難計画と利用者の避難誘導体制の万全を期するため、平素(日常)から地下街全体の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努める。 ・災害発生時に利用者が安全に避難できる情報を地下街全体に広報してその徹底を図る。 ・当地下街の従業員は、火災発生時には消防計画に基づき消火、通報及び避難誘導等の活動を適切に行う。 (2) 避難方法、避難経路についての考え方 ・避難誘導の際には、放送設備や拡声器などを用いて安全な避難経路の指示を適切に伝える。 ・地震の状況や地上の状況などを逐次伝えるとともに、地上の安全が確認された際に避難路マップを配布する。 ・外国人対応として4ヶ国語表記のサインを一部設置して、わかりやすい避難方法を提供する。 ・地上と繋がる階段部に取り付けた蓄光材の避難誘導サイン等を有効に活用する。

	(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方 ・ ラジオ放送やインターネット等により災害情報、道路状況、交通情報など正しい情報を入手して具体的かつ簡潔に提供する。 ・ 川崎市との連絡は簡易無線機を活用して行い、鉄道事業者及び他の一時滞在施設との協力・連携を図る。 ・ 地上の安全が確認されるまで街内に留まるよう誘導する。 ・ 街内放送やデジタルサイネージ等により、災害情報、鉄道・代替輸送等交通情報及び避難場所等の情報伝達などの安全情報を伝達する。 ・ 実際の災害時では相当混乱した状態でデジタルサイネージの運用が想定されるため、簡単な操作で通常時のコンテンツ配信から災害時のコンテンツ配信に切り替え可能なシステムとする。 ・ 災害直後は、街内にいる多くの人々が安心して避難行動を起してもらうために、災害情報、被害情報、交通情報等をデジタルサイネージで流す。 ・ 一定期間後は災害対応が帰宅困難者の支援に移行するため、安否情報、交通機関運行情報、生活関連情報等をデジタルサイネージで流す。
--	---